



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷兼発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市市街地改造事業賃貸施設管理規則を廃止する規則	都市局地域整備推進課	1
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(漆山自治会ほか)	地域協働局地域活性課	2
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定	福祉局くらし支援課	3
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	4
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	5
告示	生活保護法等による指定施術者の指定	福祉局くらし支援課	6
告示	生活保護法等による指定施術者の名称等の変更	福祉局くらし支援課	7
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	8
告示	港湾環境整備負担金の対象となる工事及び敷地面積の指定 告示	港湾局経営企画課	9
告示	人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例による里づくり計画の変更の認定(脇里づくり計画)	経済観光局農政計画課	10
公告	建築協定書の提出及びその縦覧(桜の杜V建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	11
公告	都市公園の廃止(中畑山公園)	建設局公園部管理課	12
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市垂水区小東山本町4丁目他)	都市局都市計画課	13
区役所	行旅死亡人	須磨区保健福祉部生活支援課	14
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局配水課	15
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局配水課	16
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局配水課	17

神戸市市街地改造事業賃貸施設管理規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年2月6日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第40号

神戸市市街地改造事業賃貸施設管理規則を廃止する規則

神戸市市街地改造事業賃貸施設管理規則（昭和39年3月規則第77号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市告示第555号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、漆山自治会、上堅田自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月26日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	漆山自治会	上堅田自治会
主たる事務所	神戸市西区伊川谷町有瀬555番地の6	神戸市西区平野町堅田402番地の5
代表者の氏名	久保 達也	依吉 裕之
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町有瀬776番地	神戸市西区平野町堅田313番地

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 漆山自治会 令和5年5月7日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	山本 浩資	久保 達也
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町有瀬53番地	神戸市西区伊川谷町有瀬776番地

(2) 上堅田自治会 令和6年1月8日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	谷 昌治	依吉 裕之
代表者の住所	神戸市西区平野町堅田380番地	神戸市西区平野町堅田313番地

神戸市告示第578号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年2月6日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
アリア訪問看護ステーション	神戸市灘区八幡町2丁目2番6号	令和5年12月21日
伊川谷すみれ訪問看護ステーション	神戸市西区大津和2丁目3番25号	令和5年3月1日
訪問看護ステーションLeO	神戸市西区池上2丁目20番1号	令和6年1月1日
訪問看護ステーションMSC神戸長田	神戸市長田区四番町2丁目8番地2	令和5年12月1日

神戸市告示第579号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年2月6日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
アリア訪問看護ステーション	神戸市灘区日尾町2丁目2番11号	令和5年12月20日
伊川谷すみれ訪問看護ステーション	神戸市西区池上2丁目4番2号	令和5年2月28日

令和6年2月6日 神戸市公報第3845号

神戸市告示第580号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年2月6日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
エリア訪問看護ステーション	(新)神戸市灘区八幡町2丁目2番6号 (旧)神戸市灘区日尾町2丁目2番11号	CUH企画合同会社	神戸市灘区鶴甲2丁目9番18号	令和5年12月21日	訪問看護 介護予防訪問看護
エリアケアセンター	(新)神戸市灘区八幡町2丁目2番6号 (旧)神戸市灘区日尾町2丁目2番11号	CUH企画合同会社	神戸市灘区鶴甲2丁目9番18号	令和5年12月21日	訪問介護
伊川谷すみれ訪問看護ステーション	(新)神戸市西区大津和2丁目3番25号 (旧)神戸市西区池上2丁目4番2号	医療法人社団 董会	神戸市須磨区東白川台1丁目1番地1	令和5年3月1日	訪問看護 介護予防訪問看護

神戸市告示第581号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
太田 千颯（訪問鍼灸たか 兵庫治療院）	太田 千颯	神戸市兵庫区上沢通 7 丁目 1 番 9 号	令和 6 年 1 月 9 日
池町 侑子（訪問鍼灸たか 兵庫治療院）	池町 侑子	神戸市兵庫区上沢通 7 丁目 1 番 9 号	令和 6 年 1 月 9 日
池町 侑子（訪問鍼灸たか）	池町 侑子	神戸市北区鈴蘭台西町 5 丁目 1 6 番 1 号	令和 6 年 1 月 1 日
太田 千颯（訪問鍼灸たか）	太田 千颯	神戸市北区鈴蘭台西町 5 丁目 1 6 番 1 号	令和 6 年 1 月 1 日

神戸市告示第582号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定を受けた施術者の開設している施術所の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年2月6日

神戸市長 久元喜造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	変更年月日
(新)武井 歩 (ハピネス訪問鍼灸マッサージ 灘院) (旧)武井 歩 (ハピネスはりきゅう治療院)	武井 歩	神戸市灘区王子町1丁目1番3号	令和5年12月1日
(新)大杉 朋史 (ハピネス訪問鍼灸マッサージ 灘院) (旧)大杉 朋史 (ハピネスはりきゅう治療院)	大杉 朋史	神戸市灘区王子町1丁目1番3号	令和5年12月1日
(新)佐野 英史 (ハピネス訪問鍼灸マッサージ 灘院) (旧)佐野 英史 (ハピネスはりきゅう治療院)	佐野 英史	神戸市灘区王子町1丁目1番3号	令和5年12月1日

神戸市告示第583号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年2月6日

神戸市長 久 元 喜 造

1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
白川 裕幸（訪問鍼灸 たか）	白川 裕幸	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目16番1号	令和5年12月31日
白川 裕幸（訪問鍼灸たか 兵庫治療院）	白川 裕幸	神戸市兵庫区上沢通7丁目1番9号	令和5年12月31日

神戸市告示第584号

神戸市港湾環境整備負担金条例（昭和55年3月条例第35号。以下「条例」という。）第2条第2項の規定により、令和4年度に実施した港湾工事のうち、次に掲げる工事を同条第1項に規定する負担対象工事に指定する。

令和6年2月6日

神戸市長 久元喜造

負担対象工事の種類及び名称	負担対象工事の完了した日	負担対象工事に要した費用	条例第4条第1号の割合	負担対象工事に係る負担区域	負担対象工事の完了した日に現に当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計
条例第2条第1項第1号に掲げる工事（須磨地区海岸・緑地整備工事、兵庫運河地区プロムナード整備工事、六甲アイランド緑地改修工事）	令和5年3月31日	193,335,400円	50分の1	神戸港臨港地区及び設置予定区域	17,137,783㎡
条例第2条第1項第2号に掲げる工事（緑地の清掃、管理業務及び街路植栽等管理業務）	令和5年3月31日	130,872,621円	2分の1	神戸港臨港地区	15,837,316㎡
条例第2条第1項第4号に掲げる工事（港内海面清掃工事）	令和5年3月31日	104,299,621円	2分の1	神戸港臨港地区及び神戸港港湾区域	16,801,509㎡

神戸市告示第585号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第7項の規定に基づく里づくり計画の変更の認定を行ったので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年2月6日

神戸市長 久 元 喜 造

1 変更認定する里づくり計画

協里づくり計画

2 変更の内容

土地利用計画の変更

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第2項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第76条の3第4項の規定により準用される第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和6年1月25日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
桜の杜V建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市須磨区桜の杜1丁目208番359 他
- 3 縦覧期間
令和6年1月25日から同年2月22日まで
- 4 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告

都市公園を廃止するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和6年2月6日

神戸市長 久 元 喜 造

1 廃止する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
中畑山公園	北区鈴蘭台西町1丁目	神戸市建設局公園部管理 課備付けの図面のとおり	廃止

(2)廃止の年月日

令和6年2月6日

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年2月6日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区小東山本町4丁目3677番1、3677番58の一部、3677番198、3677番199、3677番202、1400番154、1400番205、1400番206

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区长居東4丁目11番4号

株式会社富士木材

代表取締役 井上 晴樹

許可番号

令和4年11月18日 第8086号

（変更許可 令和5年12月18日 第2092号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区神出町田井字水塚2147番1

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府池田市住吉2丁目6番17号

株式会社S T

代表取締役 高野 沙苗

許可番号

令和5年7月4日 第8129号

神戸市須磨区公告第89号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人を次のとおり公告します。

令和6年1月29日

神戸市須磨区長 熊谷保徳

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 本籍・住所・氏名 | 不詳 |
| 2 | 性別 | 女性 |
| 3 | 年齢 | 60～70歳代（推定） |
| 4 | 特徴 | 身長 159 cm
発見時の着衣は黒と白のストライプ柄長袖シャツ、紺と白のストライプ柄長袖シャツ、黒色半袖肌着、肌色ブラジャー、黒色長ズボン、黒色スパッツ、肌色パンツ、灰色靴下、 |
| 5 | 死亡年月日 | 令和5年6月11日 夜（推定） |
| 6 | 発見年月日 | 令和5年6月12日午前8時24分 |
| 7 | 発見場所 | 神戸市須磨区須磨浦通3丁目9番
須磨海水浴場砂浜 |
| 8 | 死因 | 溺死 |
| 9 | 遺留金品 | なし |

神戸市水道告示第29号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年2月6日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
32254	株式会社 コーエイテクノ パイピング	神戸市東灘区住吉東町 3丁目6番7号	桃谷 和男	令和6年1月30日

神戸市水道告示第30号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年2月6日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
40333	村上設備工業	神戸市西区月が丘 5丁目10-2	村上 哲也	令和6年1月30日

神戸市水道告示第31号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年2月6日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42337	株式会社 ハウスサポート	大阪府大阪市淀川区 三国本町3-5-14 アグリゲート三国W-5	田村 駿太	令和6年1月31日
32254	コーエイテクノ パイピング	神戸市東灘区住吉東町 3丁目6番7号	桃谷 和男	令和6年1月31日
40333	村上設備工業	神戸市西区月が丘 5丁目10-2	村上 光司	令和6年1月31日
42338	池田水道工業 株式会社	大阪府池田市綾羽 1丁目1-20	田口 寿雄	令和6年1月31日